

九州大学給排水及び廃棄物管理規則

平成16年度九大規則第104号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 3月31日
(令和4年度九大規則第82号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学（以下「本学」という。）において、飲用水及び再生水の給水並びに排水並びに廃棄物を適切に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「飲用水」とは、本学において、地下水を原水として処理を行い、飲用に供給する水をいう。

2 この規則において「再生水」とは、本学において、排水を原水として処理を行い、実験用、水洗便所用等として供給する水をいう。

3 この規則において「排水」とは、本学から公共用水域又は公共下水道へ排出される水をいう。

4 この規則において「給水施設」とは、飲用水又は再生水を供給する施設をいう。

5 この規則において「除害施設」とは、排水又は実験廃液を処理する施設をいう。

6 この規則において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

7 この規則において「産業廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

8 この規則において「特別管理産業廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。

9 この規則において「部局」とは、各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、各学内共同教育研究センター、伊都診療所、九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）第2条に規定する拠点、農学部附属農場、農学部附属演習林及び事務局をいう。

10 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(水質基準及び排水基準)

第3条 本学における飲用水の水質基準は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条に定める基準（以下「水道水質基準」という。）によるものとする。

2 本学における再生水の水質基準は、実験用水等に供する水にあつては水道水質基準に準じるものとし、水洗便所用水にあつては建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条の2第4号の定めによるものとする。

3 本学における排水基準は、公共下水道に排出される排水にあつては下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2の定めによるものとし、公共用水域に排出される排水にあつては、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）第3条に規定する排水基準によるものとする。

(施設管理)

第4条 給水施設又は除害施設を管理する者は、その管理について、環境安全センター委員会の指示に従わなければならない。

(総括等)

第5条 総長は、給排水及び廃棄物の管理について総括するものとする。

第6条 部局長は、当該部局における給排水及び廃棄物の管理責任者として、給排水及び廃棄物を適正に管理するものとする。

第7条 部局長は、当該部局における給排水及び廃棄物の管理に関し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 飲用水及び再生水の水質測定を行い、その結果を記録し、保存すること。
- (2) 飲用水が水道水質基準に適合しないと認められる事態が生じたときは、給水を停止し、水道事業者が供給する水に切り替えること。
- (3) 実験用水等に供する水が水道水質基準に、又は水洗便所専用水が建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の2第4号の定めに適合しないと認められる事態が生じたときは、環境安全センター委員会に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 排出水の排出口において水質測定を行い、その結果を記録し、保存すること（排出口において2部局以上の排出水が合流している場合は、当該部局間で協議し、実施すること。以下次号において同じ。）。
- (5) 排出水が排出水水質基準に適合しないと認められる事態が生じたときは、基準に適合させるための措置を講ずること。
- (6) 産業廃棄物を保管する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条に規定する保管基準に、特別管理産業廃棄物を保管する場合は、同規則第8条の13に規定する保管基準に適合させるための措置を講ずること。
- (7) 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2に規定する委託の基準に、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は同令第6条の6に規定する委託の基準に適合させるための措置を講ずること。
- (8) 当該部局に所属する職員及び学生に対し、排出水及び廃棄物に関する必要な教育訓練を行うこと。
- (9) その他当該部局に係る給排水及び廃棄物の管理に必要な業務を行うこと。

（報告）

第8条 部局長は、次の各号に掲げる事項を総長に報告するものとする。

- (1) 前条第1号及び4号の水質測定を行ったときは、その記録
 - (2) 前条第2号及び5号の事態が生じたときは、当該事態及びこれについて講じた措置
 - (3) その他給排水及び廃棄物の管理に係る事項について報告を求められたときは、その事項
- 2 前項第1号の報告は、水質測定を行った日の属する月の末日までに、前項第2号の報告は、速やかに行うものとする。

（管理担当者）

第9条 部局長は、必要に応じ、所属職員のうちから給排水及び廃棄物管理担当者を指名し、その職務を補佐させるものとする。

（特別管理産業廃棄物管理責任者）

第10条 特別管理産業廃棄物を生ずる部局においては、廃棄物処理法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を置くものとする。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、本学の職員のうちから部局長が指名する者をもって充てる。

（職員及び学生の義務）

第11条 職員及び学生は、実験廃液等の処理に当たって、本規則その他別に定めるもののほか、当該部局長の指示に従って取り扱わなければならない。

（雑則）

第12条 この規則の実施に関し、特に必要と認める事項は、総長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第254号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第10号）

この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成17年度九大規則第15号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第113号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第67号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第45号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第28号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第178号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第54号）

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第23号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第82号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。